

犬山市地域公共交通計画策定業務委託  
仕様書（案）

## 1. 業務目的

本業務は、令和 2 年 11 月に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく「地域公共交通計画」を策定するために、過年度に実施した調査結果等を把握・評価した上で、本市における地域公共交通の課題を整理し、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標と達成するために行う事業及びその実施主体等を検討し、計画書のとりまとめを行うことを目的とする。

## 2. 委託等の場所

犬山市全域

## 3. 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで

## 4. 業務内容

### 【令和 4 年度】

#### （1）計画準備及び資料収集整理

本業務のスケジュールの検討、必要資料の整理等、本業務を円滑に遂行するための計画を業務計画書としてまとめを行う。

#### （2）上位関連計画の整理

本市の上位計画及び関連計画より、本市が目指す将来都市像やまちづくりの基本方針を整理するとともに、公共交通分野に係る方針や施策を整理する。

#### （3）地域・交通特性の整理

交通需要が発生・集中する背景となる本市の都市機能・都市構造等の地域特性や公共交通の運行・利用実態を整理し、地域公共交通にかかる現状を詳細に分析するとともに、本市におけるデマンド交通の導入可能性について調査、検討を行う。

#### （4）各種ニーズの整理

過年度に実施した各種ニーズ調査を活用し、バス利用実態や路線再編に向けた基礎指標を集計・分析する。

#### （5）地域公共交通の課題整理

地域特性や公共交通の現状及び各種ニーズ調査結果を踏まえ、本市におけるまちづくりや観光等と連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る上での課題を整理する。

**(6) 目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定**

地域公共交通計画を策定するにあたり、地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制の方針等を定め、それに基づく評価指標を設定する。

**(7) 地域公共交通会議等の運営支援**

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う。なお、3回を想定している。

**(8) 業務報告書の作成**

業務で実施した一連の検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

**(9) 打合せ協議**

業務の進め方の調整等のため、業務着手時、中間時4回の計5回打合せ協議を行う。

**【令和5年度】**

**(1) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討**

目標を達成する上で必要となる地域公共交通再編事業の事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、目標の達成状況の評価に関する事項、計画の進行管理方法や管理体制等を定める。

**(2) 地域公共交通計画案のとりまとめ**

令和4年度の検討結果を踏まえ、地域公共交通計画素案をとりまとめるとともに、パブリックコメントを反映した地域公共交通計画案のとりまとめを行う。

**(3) パブリックコメント実施**

地域公共交通計画（素案）について、本市が実施するパブリックコメントの支援を行う。本業務では、パブリックコメントに必要な資料を作成するとともに、意見等結果の整理を行うものとする。

**(4) 地域公共交通会議の運営支援**

地域公共交通会議の開催に関する資料の作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う。なお、3回を想定している。

**(5) 業務報告書の作成**

業務で実施した一連の検討経過について業務報告書としてとりまとめる。

**(6) 打合せ協議**

業務の進め方の調整等のため、中間時4回、成果品納入時の計5回打合せ協議を行う。

#### 4. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

##### 【令和4年度】

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 電子データ 一式

##### 【令和5年度】

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 地域公共交通計画 計画書 100部
- (3) 地域公共交通計画 概要版 200部
- (4) 電子データ 一式

#### 5. 管理技術者

管理技術者は、本業務の履行にあたり、愛知県内の市町村が発注する公共交通に関する調査検討業務について、管理技術者又は担当技術者としての経験を有し、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。

#### 6. 主たる担当技術者

本業務における主たる担当者は、本業務の履行にあたり、愛知県内の市町村が発注する公共交通に関する調査検討業務について、管理技術者又は担当技術者としての経験を有し、日本語に堪能でなければならない。

#### 7. 照査技術者及び照査の実施

受注者は、成果物の技術上の照査を行う技術者を定め、発注者に通知するものとする。照査技術者は、本業務の履行にあたり、愛知県内の市町村が発注する公共交通に関する調査検討業務について、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者としての経験を有し、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。

#### 8. その他

- (1) 受託者は、本市との協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書（業務概要、実施工程表、実施体制及び組織図、打合せ計画、その他本市が必要とする事項）を作成し、監督員に提出すること。
- (3) 本業務委託により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて発注者である本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (4) その他、契約書、仕様書も定めのない事項で疑義が生じた場合は、本市と協議の上定めるものとする。